

2024年1月19日

**埼玉県富士見市と災害時における一時滞在施設としての
使用に関する協定を締結**
～災害時に帰宅困難者等の一時滞在施設を提供～

大東ガス株式会社（代表取締役社長：清水 宏之介）は、富士見市と「災害時における一時滞在施設としての使用に関する協定」を締結いたしました。

当社は、2023年12月8日より富士見市に本社を移転し、新たな第一歩をスタートいたしました。新社屋は、東武東上線「みずほ台駅」から徒歩2分という立地にあり、大規模災害にも耐え得る強固な建物に加え、災害時においてもガスや電気が止まることなくエネルギーが供給可能な設備を整えていることで、事業継続ができるような建物としています。

本協定は、それらを生かし、地震や水害等の大規模な災害が発生した場合に、帰宅困難者等の一時滞在施設として、当社の施設をお貸しするものです。

当社は今後についても、地域・自治体との連携を図っていくとで、地域一丸となってレジリエンスの向上に努めることで、地域の皆様に安心と安全をお届けしてまいります。

■概要

①協定名

災害時における一時滞在施設としての使用に関する協定

②締結日

2024年1月19日

③内容

本協定は、富士見市内において大規模な地震、洪水、大雨による土砂災害等の災害が発生又は発生するおそれがあるときに当社の本社施設の一部を一時避難場所として避難者を受け入れるに当たり、必要な事項を定めたもの。

